

## 設計等の業務に関する報告書(建築士法第 23 条の 6)

建築士法第 23 条の 6 の規定により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、「設計等の業務に関する報告書」の都道府県知事への提出を義務付けられています。提出された書類は窓口で 5 年間閲覧に供されます。(同法 23 条の 9)  
一般社団法人愛媛県建築士事務所協会は、知事あての業務に関する報告書の受理および閲覧等の事務を愛媛県より受託しています。

### ■報告する内容 <正本1部提出・綴じずにクリップどめで提出ください>

建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書

(第六号の二書式(第二十条の三関係))【第一面】

- ・建築士事務所の業務の実績【第二面】
- ・所属建築士名簿【第三面】
- ・所属建築士の業務の実績【第四面】
- ・管理建築士による意見の概要【第五面】

スキャニング保存のため  
製本・ステープル綴り等 不要  
クリップ等にてご提出ください。

### ■提出期限 事業年度経過後 3 か月以内

開設者	事業年度	提出期限
個人	1月1日から12月31日	3月31日まで
法人	決算日までの1年間	決算日の翌日から3か月以内 (例:3月末決算の場合6月30日まで)

※新規登録事務所の初回報告時は、

登録日から事業年度の終了日までが報告対象事業年度となります。

※業務実績がない年度も「業務実績なし」として、提出が必要です。

### 注意:未提出の場合

改正建築士法により「報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして報告書を提出したもの」には**30万円以下**の罰金が科せられます。また行政処分としての懲戒等の対象になります。(建築士法第 41 条第 1 項第 7 号)

### ■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

(協会へのアクセスはホームページをご参照ください)

なお、申請書類は窓口持参又は**受取確認のできる簡易書留等**でご提出ください。